

○個人向け貸付けの基本的事項

項目	概要
開始時期	2013年4月（予定）
申請の範囲	個人向け貸付け
態勢整備	既存の媒介業務の態勢を活用して実施。 媒介業務から変更が生じる点を中心に体制整備を行う。
融資対象	媒介業務から引き継いで、個人事業主、女性、シニア層等顧客属性を意識した対象を基本としつつ、工夫を加えていく。
実施組織	媒介業務で構築してきた基盤を基本として、融資実行、初期督促、審査等を行う組織を整備。 ⇒態勢整備状況を踏まえつつ、順次拡大
商品	住宅ローン・目的別ローン・カードローン等 ※別紙参照

○損害保険募集の基本的事項

項目	概要
開始時期	2013年4月（予定）
申請の範囲	損害保険募集業務（住宅ローンに伴う火災保険）
態勢整備	個人向け貸付業務の態勢を活用して実施。 損害保険の募集業務に必要な体制整備を行う。
契約対象	住宅ローンを利用する個人
実施組織	個人向け貸付業務の実施組織を基本として、火災保険の見積書作成、勧誘活動、契約締結等を行う体制を整備。
商品	住宅ローンに伴う長期火災保険

○法人等向け貸付けの基本的事項

項目	概要
開始時期	2013年4月（予定）
申請の範囲	相対による法人等向け貸付け 及び 手形割引
態勢整備	既存のシンジケートローンの態勢を活用・準用して実施する。 シンジケートローンの業務から変更が生じる点を中心に体制を整備。
融資対象	開始当初は以下を想定。開始後、漸進的に拡大。 ・上場企業等 ※シンジケートローンでお取引をしているような企業を念頭。 ・中小企業（例：ふるさと小包事業者） ※従来融資を得にくかったような企業についても工夫
実施組織	本社内に融資部門（融資部）設置。 開始当初は本社のみで実施
商品	当面、証書貸付け等の現在シンジケートローンで取扱っているものと同種の商品で実施。 システム等の整備に併せ、手形貸付・手形割引、当座貸越も実施。